



◎直轄工事主任官會議

内務省土木局に於て主管してゐる土木工事は、各土木出張所長をして施行せしめてゐるのであるが、之が工事の現場に於て直接指揮監督の任に當る主任官を一同に會合せしめて、工事實施上に就て論議せしめたいとは斯界に於ける多年の懸案であつたが、工學會大會の開催を機として十一月一日から二日間、内務省會議室で主任官會議を開いた。

會するもの七十一名、鈴木内相は治水と港灣の改良が民生の消長に影響すること頗る多大であることを説き、是等の全きを得ることは政治の大眼目であることを述べて、之を得ると否とは主任官の双肩にかゝる責任であるから、熱

心に奉公すべきを希望し、這般突發した信濃川大河津分水堰堤の破壊は、内務省直轄工事の不信を天下に曝露したものであつて、遺憾に堪へないから嶄新の技術と細心の注意とを以て、再び不祥事を繰返さないやう訓示した。

論議されたことは(1)直轄工事にして繰延に依る工事が及工費の影響如何又繰上に關する意見如何(2)共濟組合理則及其運用に關する意見如何と言ふだけで、毎年開かる道府縣土木主任官會議の問題とは違つて随分地味な問題であつて、之だけで東京に招集するだけの價値は無いやうであるが、陶々たる毒炎灼くが如きときも、寒氣凜々身にしむときも堤防や埠頭に立つて、工事を指揮監督する主任官を年一回位東上せしめて、帝都の新空氣に接せしむることは主任官の智能を向上せしむる所以であつて、假令論議の問題はないにしても効果の多い會合である。吾人は此意味で毎年開催することを希望する。(た)

◎道路改良工事新補助の決定

昭和二年度に於ける政府の道路改良費豫算は前年度通りにして増額を見ないが、之に反し全国各地に於ける道路改良は愈々旺盛を加ふるに至り、本年度に於て國道の改築工事に對し國庫補助の申請したものの六十六件の多きに達し此儘に差置くときは折角擡頭した道路熱を徒に抑壓し産業の開發を阻止することゝなると言ふので、豫算を遣り繰りして十一工事を撰擇して補助することに省議決定した。其の工事の概要は左の通りである。

八號國道改築工事

- 一 起 業 者 東京府知事
- 二 工 事 箇 所 南多摩郡日野町地内
- 三 延 長 七百八十二間
- 四 幅 員 六間
- 五 工 法 玉石敷砂利道
- 六 國庫補助基本工費 三十八萬三千圓
- 七 國庫補助率 二分一
- 八 國庫補助算出額 十九萬千五百圓

九 施 行 年 度 自大正十五年  
至昭和元年度  
至昭和二年度

八號國道改築工事

- 一 起 業 者 東京府知事
  - 二 工 事 箇 所 自八王子市千人町  
至南多摩郡淺川村
  - 三 延 長 二千百六十三間
  - 四 幅 員 十二間
  - 五 工 法 歩車道境界ヲ附シ車道ハ玉石敷  
砂利道トシ歩道ハ砂利道トス
  - 六 國庫補助基本工費 六十一萬三千八百九十一圓
  - 七 國庫補助率 二分一
  - 八 國庫補助算出額 三十萬六千九百四十五圓
  - 九 施 行 年 度 昭和二年度
- 十二號國道改築工事
- 一 起 業 者 福井縣知事
  - 二 工 事 箇 所 福井市佐佳技上町  
至氷川町
  - 三 延 長 五百七十間(橋梁ヲ含ム)
  - 四 幅 員 九間四分乃至十間

五 工

法

(一)道路車道(一、三間宛)厚五寸ノ砂利道(割石基礎五寸)歩道(一、二道間宛)混泥土鋪裝(二)橋梁鐵筋混泥土連續桁橋五〇尺九連、車道(二間宛)歩道(二)間宛アスファルトプロック鋪裝

六 國庫補助基本工費

八十八萬二千七百四十七圓

七 國庫補助率

二分一

八 國庫補助算出額

四十四萬千三百七十三圓

九 施行年度

自昭和三年度至昭和三年度

十六號國道京橋架換工事

一起 業者 和歌山縣知事

二 工事箇所 和歌山市内

三 延長 二十一間

四 幅員 九間

五 工法 T型鐵筋混泥土桁橋 徑間四十尺三連

六 國庫補助基本工費 十四萬四千二百圓

七 國庫補助率 二分一

八 國庫補助算出額 七萬二千百圓

九 施行年度 自昭和二年度至昭和三年度

三十三號國道改築工事

一起 業者 佐賀縣知事

二 工事箇所 西松浦郡有田町地内

三 延長 八百四十二間

四 幅員 五間

五 工法 砂利道トス

六 國庫補助基本工費 二十一萬圓

七 國庫補助率 二分一

八 國庫補助算出額 十萬五千圓

九 施行年度 自昭和二年度至昭和五年度

二號國道横田橋架換工事

一起 業者 滋賀縣知事

二 工事箇所 甲賀郡柏木村同 郡三雲村

三 延長 百十四間

四 幅員 二十尺

五 工法 T型鐵筋混泥土桁橋 徑間三十八尺十八連

六 國庫補助基本工費 二十九萬三千九百一圓

七 國庫補助率 三分二

八 國庫補助算出額 十九萬五千九百三十四圓

九 施行年度 自大正十五年度至昭和四年度

二號國道改築工事

一起 業者 大阪府知事

二 工事箇所 大阪市東成區榎並町北河内郡守口町

三 延長 二千六百九十間

四 幅員 八間乃至十三間

五 工法 歩車道ヲ區別シ車道ハ瀝青混泥土、歩道ハ混泥土板

六 國庫補助基本工費 百六十一萬三千六十五圓

七 國庫補助率 二分一

八 國庫補助算出額 八十萬六千五百三十二圓

九 施行年度 自大正十五年度至昭和三年度

十六號國道日野橋架換工事

一起 業者 鳥取縣知事

二 工事箇所 西伯郡巖尾村立會

三 延長 橋梁二百間  
取付道路二百間

四 幅員 橋梁三間  
道路四間

五 工法 カリブドコールドワレントラス  
徑間二百尺六連取付道路ハ砂利道

六 國庫補助基本工費 四十四萬圓

七 國庫補助率 橋梁三分二、道路二分一

八 國庫補助算出額 二十八萬四千三百九十五圓

九 施行年度 自昭和二年度至昭和四年度

二號國道改築工事

一起 業者 山口縣知事

二 工事箇所 自吉敷郡陶村至同郡小郡町

三 延長 千六百六十六間五分

四 幅員 四間七分乃至六間五分

五 工法 砂利道トス

六 國庫補助基本工費 三十七萬六千六百六十五圓

七 國庫補助率 二分一

八 國庫補助算出額 十八萬八千八百二十二圓

九 施行年度 自大正十五年度至昭和二年度

二號國道改築工事

一起 業者 福岡縣知事

二 工事 箇所 自遠賀郡島門村  
至宗像郡河東村

三 延 長 八千三百四十四間

四 幅 員 四間五分乃至五間五分

五 工 法 碎石道

六 國庫補助基本工費 九十一萬四百七十五圓

七 國庫補助率 二分一

八 國庫補助算出額 四十五萬五千二百三十七圓

九 施行 年度 自昭和二年度  
至昭和六年度

四號國道明治橋架換工事

一 起 業 者 岩手縣知事

二 工 事 箇所 盛岡市内

三 延 長 橋梁九十一間  
取付道路二十間

四 幅 員 八間

五 工 法 單桁鐵鈹橋七連取付道路ハ砂利道

六 國庫補助基本工費 三十八萬五千圓

七 國庫補助率 二分一

八 國庫補助算出額 十九萬二千五百圓

九 施行 年度 自昭和二年度  
至昭和四年度

鐵道の踏切て

自動車停止規則

自動車と列車との衝突事故は、年々増加の傾向を示し本年四月より六月末まで、東京鐵道局管内でも既に十五件に達し、死者二名負傷者十六名を出してゐる、此うち踏切番の不注意から慘事を惹き起してゐるが、之は鐵道側の保安設備の不完全にもよるが、又一方には各府縣令による自動車取締規則にも多少不備の點があり『踏切横斷の際は自動車を徐行すべし』とか『危険の有無を確認すべし』とか甚だ抽象的のものが多く埼玉、栃木、長野縣の如きは何等の制定も無いにも因ること多く、従つて鐵道側でも將來出来るだけ保安設備の完全に努めると同時に、右の取締令にも『必ず一旦停止すべし』の如く明確に規定して、之を嚴守せしむるやうにしたいと協議中である。